

16 ダイオキシン類排出抑制対策

● 廃棄物焼却炉から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度についても基準が設けられています

■新設・既設の別、燃焼室（炉）の規模に応じて、排ガス中のダイオキシン類濃度について基準が設けられています。

■各施設においては、少なくとも年1回はダイオキシン類濃度を測定し、基準に適合していることを確認する必要があります。

ダイオキシン類濃度の基準

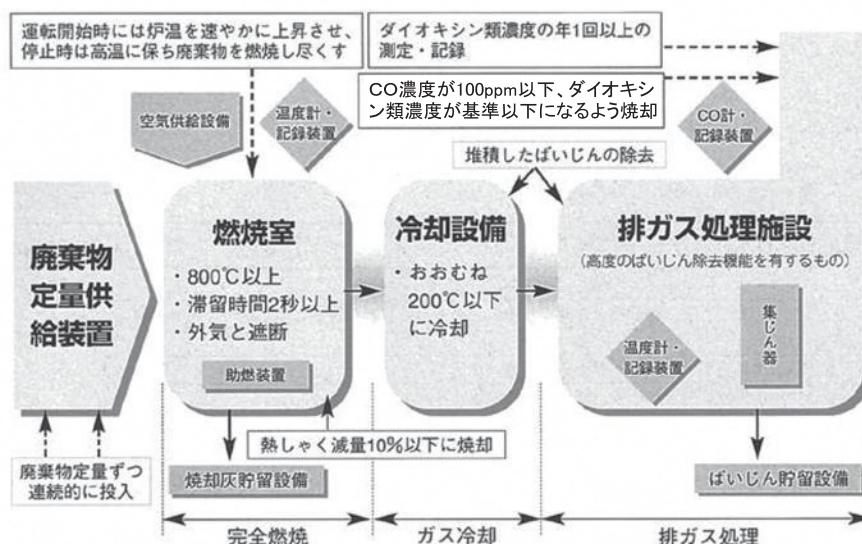
(H 9. 12. 1 施行)

(単位：ng-TEQ/ml N)

燃焼室（炉）の処理能力	新設施設	既存施設
	H 9. 12. 1 ～	～H 9. 11. 30
4 トン／時以上	0.1	1
2 ～ 4 トン／時	1	5
2 トン／時未満	5	10

(注) 各燃焼室（炉）ごとに基準値が設定されているのでご注意ください。

構造基準・維持管理基準のイメージ



● 野焼きは原則として禁止されています（法第16条の2）

規制の内容

■焼却設備を用いずに廃棄物を焼却処理する、いわゆる「野焼き」が全国各地で問題になっていますが、野焼きはダイオキシン類の排出という面でも問題があります。

■廃棄物処理法においては、従来より処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と定められ、野焼きが禁止されており、廃棄物を焼却する際に用いる焼却設備及び焼却方法に関する基準も設定されています。この基準は、施設の規模にかかわらず適用され、廃棄物を焼却する際にはこれを遵守しなければなりません。

■野焼きをした場合、罰則として、5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金が設けられています。また、法人に対しては、両罰規定として3億円以下の罰金が設けられています。

(P47参照)

	基 準	備考（必要と考えられる対策の例）
燃 焼 方 法	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する
	煙突の先端から火災又は黒煙（注1）を出さないこと	・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する ・必要な量の空気を通風させる
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと	・隙間や破損部分がない焼却設備を用いる ・焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく ・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する
設 備 の 構 造	空気取入口・煙突の先端以外には焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が800℃以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること	・隙間や破損部分がある場合には補修する
	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること	・十分な高さ及び口径の煙突を設置する ・送風機を設置する
	外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入する事が出来るものであること（注2）	・二重扉を設置する
	燃焼室中に燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること	・温度計を設置する
	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること	・助燃バーナーを設置する

(注1) 黒煙については、JIS D8004 に定める汚染度が25%を超えるものでないことが目安になります。

(注2) ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。

●ダイオキシン類対策特別措置法関係等 (H12. 1. 15施行)

- (1) ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）
- (2) TDI（耐容一日摂取量）：4 pg-TEQ/kg 体重／日
- (3) 環境基準：大気（年平均値0.6pg-TEQ/m³以下）、水質（年平均値1 pg-TEQ/L以下）、水底の底質（150 pg-TEQ/g以下）、土壌（1,000pg-TEQ/g以下）
- (4) 特定施設：設置届出、排出基準遵守、毎年1回以上の測定及び報告義務。

●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設（特定施設）の排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	種類	施設規模	新設施設排出基準	既存施設*排出基準
1	焼結炉（鉄鉄製造用）	原料処理能力1t/h以上	0.1	1
2	製鋼用電気炉	変圧器定格容量1000kVA以上	0.5	5
3	亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	10
4	アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、乾燥炉)	原料処理能力 0.5t/h以上	1	5
	// (溶解炉)	容量1t以上		
5	廃棄物焼却炉 (焼却能力50kg/h以上又は 火床面積0.5m ² 以上)	焼却能力4t/h以上 焼却能力2t/h以上4t/h未満 焼却能力2t/h未満	0.1 1 5	1 5 10

※既存施設：H12.1.15において現に設置又は設置の工事がされている施設をいう。廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び電気炉にあっては、H9. 12. 2以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準が適用になる。

●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設（特定施設）の排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

番号	施設の種類の	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス戦場施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から第17号まで及び第19号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第18号に掲げるものを除く。）	

- (5) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他燃え殻及び廃ガス洗浄施設汚泥並びにこれらの処理物

新設	3ng-TEQ/g以下	※ 既設	3ng-TEQ/g以下	（セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものは基準を適用しない。）
----	-------------	---------	-------------	--

基準を超えるものは特別管理廃棄物。 ※H12. 1.15において現に設置又は設置の工事がされている施設をいう。
毎年1回以上の測定報告義務（汚泥を除く。）

- (6) 廃棄物最終処分場の放流水、地下水

放流水	10pg-TEQ/L以下	対	法第8条第1項許可施設
地下水	年平均値1pg-TEQ/L以下	象	法第9条の3第1項届出施設 法第15条第1項許可施設

毎年1回以上の測定義務

17 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理対策

●ポリ塩化ビフェニル (PCB) とは

PCBは、電気絶縁性や不燃性などの特性から、電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年には製造と新たな使用が禁止されました。

用 途		製 品 別・使 用 場 所
絶 縁 油	変 圧 器 用	ビル・病院・工場・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー、医療用X線装置用コンデンサー、溶接機用コンデンサー、昇降機(エレベーター・ダムウエーター・エスカレーター等)制御用コンデンサー
熱 媒 体 (加 熱 用、冷 却 用)		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱集中暖房、パネルヒーター
潤 滑 油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可 塑 剤	絶 縁 用	電線の被覆・絶縁テープ
	難 燃 用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
そ の 他		ニス、ワックス・アスファルトに混合
感 圧 複 写 紙		ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙
塗 料・印 刷 イ ン キ		印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
そ の 他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、建築用シーリング材、陶器・ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

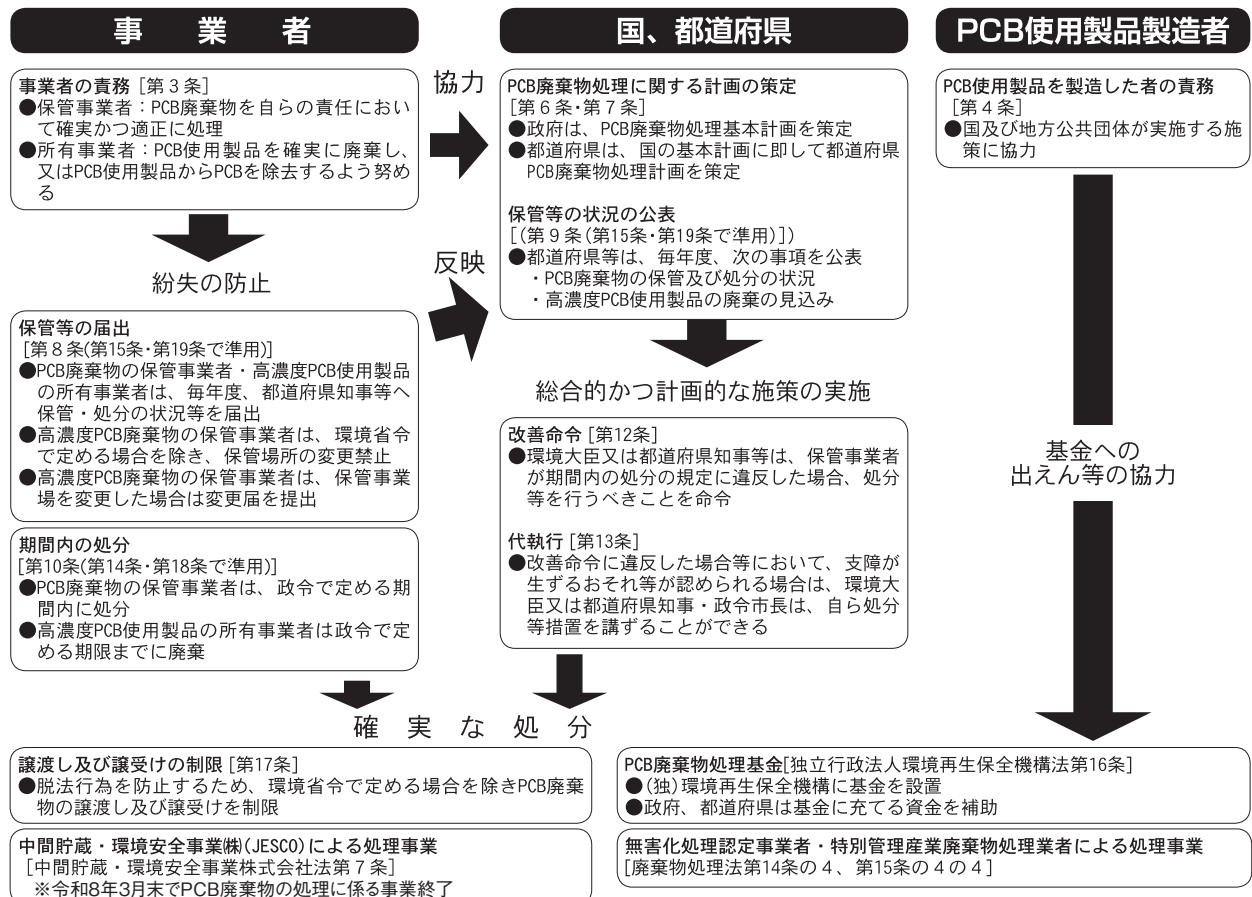
※それぞれの機器等にPCBが含まれているかどうかは、銘板等に記載の形式や製造年月等の情報をもとに各メーカーにお問い合わせください。

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)について

PCB廃棄物の処理は、当初、民間主導により幾度か処理施設設置の動きがありましたが、住民の理解が得られなかったことなどから、長期にわたりほとんど処理が行われず、保管が続く状況にありました。このため、PCB廃棄物の紛失や、行方不明になったものなどによる環境汚染が懸念されています。

PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となっていたことから、平成13年7月にPCB特別措置法が施行され、PCB廃棄物の保管事業者に対する保管状況等の届出、一定期間内の適正処理が義務付けられました。

また、平成28年8月にPCB特別措置法が改正され、高濃度PCB廃棄物・使用製品の処分の義務付け、都道府県知事等の報告徴収・立入検査の権限強化、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行等の規定が定められました。



※PCB特別措置法に規定のない事項については、廃棄物処理法の規定が適用されます。

●PCB廃棄物の濃度区分とその処理

PCB廃棄物は、PCBの濃度に応じて「高濃度」と「低濃度」に区分され、その濃度区分に応じた処理施設で処理されることになります。

高濃度PCB	低濃度PCB
① 変圧器・コンデンサー等 ●対象：高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器、PCB原液、PCBを含む油等 ●PCB濃度：5,000mg/kg超 ② 安定器等 ●対象：蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等 ●PCB濃度：100% ③ PCB汚染物 ア 汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 →PCB濃度：100,000mg/kg（10%）超 イ 金属くず等 →PCB濃度：5,000mg/kg（0.5%）超	① 微量のPCBに汚染された廃電気機器等 ●対象：変圧器、コンデンサー、柱上変圧器、OFケーブル、PCBを含む油等 ●PCB濃度：0.5mg/kg超～5,000mg/kg以下 ② 微量のPCBに汚染された安定器等 ●対象：蛍光灯安定器、水銀灯安定器等（一部のメーカーにおいて昭和47年9月～平成元年までに製造されたもの） ③ PCB汚染物 ア 汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 →PCB濃度：0.5mg/kg超～100,000mg/kg（10%）以下 イ 金属くず等 →PCB濃度：0.5mg/kg超～5,000mg/kg（0.5%）以下

処分方法が確立されるまで適正保管
【JESCOでの処理事業令和8年3月末で終了】

※ JESCOホームページ
<https://www.jesconet.co.jp/>



環境大臣の認定を受けた無害化処理施設等で処理^{※1}
 【認定施設等については環境省ホームページ^{※2}を参照】

※1 安定器については、環境省において無害化処理施設等での処理が可能かどうかの実証試験を実施中。
 ※2 環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>



●PCB廃棄物の処分期限

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特別措置法施行令で規定する処分期間内に、PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託することが義務付けられています。[PCB特別措置法第10条・第14条]

PCBの濃度区分	種類	処分期限	計画的処理完了期限 ^{※1}
高濃度 ^{※1}	変圧器・コンデンサー等	令和4（2022）年3月31日【終了】	令和8（2026）年3月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和5（2023）年3月31日【終了】	令和8（2026）年3月31日【終了】
低濃度	全て	令和9（2027）年3月31日 ^{※2}	—

※1 JESCOの処理事業は終了しました。高濃度PCB廃棄物を発見した場合は、新たな処分方法が確立されるまでの間、適正に保管しなければなりません。

※2 現在使用中の低濃度PCBを含有する製品については、法令上、処分期限が定められていませんが、廃棄した時点で直ちにPCB特別措置法が適用され、期限までの処分の義務が課されることから、使用中の段階から、処分期限を見据えて計画的に処分することが必要です。

●PCB特別措置法に基づく届出

PCB特別措置法では、次表の届出が義務付けられています（届出先は、保管場所を管轄する都道府県知事または政令市長となります。）。

届出の種類	届出が必要となる場合	届出義務者	届出の時期
保管及び処分等の状況	前年度1年間（4月1日～3月31日）に、PCB廃棄物の保管、処分等を行った場合	PCB廃棄物の保管事業者	毎年6月30日まで
保管場所の変更 ^{※1}	PCB廃棄物の保管場所を変更したとき	PCB廃棄物の保管事業者	変更があった日から10日以内
処分終了	・保管している全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了したとき ・保管している全ての低濃度PCB廃棄物の処分が終了したとき	PCB廃棄物の保管事業者	処分を終了した日から20日以内
承継	事業者について相続、合併又は分割があったとき	事業者の地位を承継した者	承継があった日から30日以内
譲受け ^{※2}	PCB廃棄物の保管事業者から当該PCB廃棄物を譲り受けたとき	PCB廃棄物を譲り受けた者	PCB廃棄物を譲り受けた日から30日以内

※1 環境大臣の確認を受けた場合を除き、PCB特別措置法施行規則で定める区域を越えて、高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更することはできません。

※2 PCB特別措置法施行規則で定める場合を除き、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けることはできません。

●PCBを含有する絶縁油が使用された可能性のある電気機器等

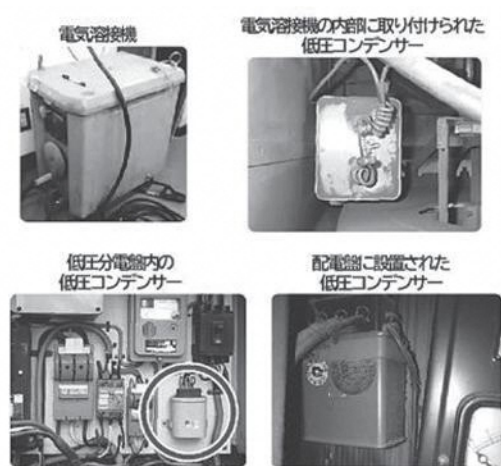
PCBの大部分は、電気機器の絶縁油に含有されていると言われています。

PCBを含有する絶縁油が使用された可能性のある電気機器等として、電気事業法で定められている自家用電気工作物のほか、自家用電気工作物に該当しない低圧コンデンサー（高电压発生装置として電気機器等に組み込まれたものや力率改善、ポンプや冷凍設備などのモーター起動用に設置されたもの）などがあります。

【自家用電気工作物の例】



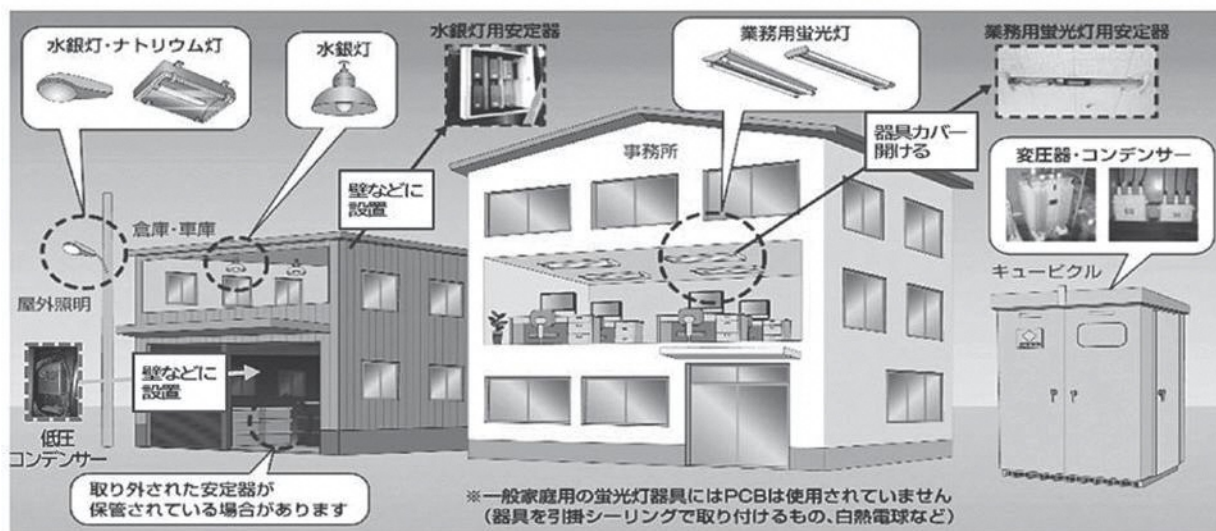
【低圧コンデンサーの例】



出典：環境省パンフレット「△調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物」

●電気機器等が使用されている主な場所

事業場には、照明器具を始め、様々な場所に電気機器が設置されています。また、屋上や地下室のほか、倉庫や物置、高い場所など、普段人が立ち入らない場所でPCBを含有する電気機器が発見された事例が多数確認されています。このため、事業場内をくまなく調査することが重要です。



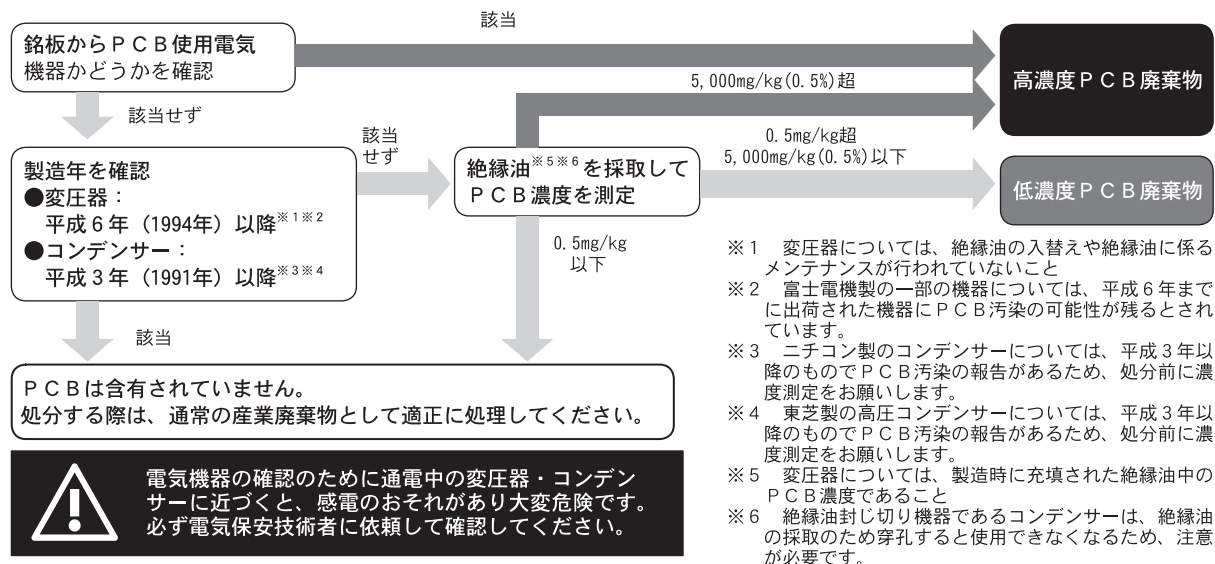
●PCB含有の有無の判別方法

(1) 変圧器・コンデンサー等

昭和28年から昭和47年までに国内で製造された変圧器・コンデンサー等には、絶縁油に高濃度のPCBが使用されたものがあります。高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

一方、低濃度のPCBを含有するかどうかは、まずは銘板等により機器の製造年を確認し、製造年からPCBの含有がないことが判断できない場合は、機器から絶縁油を採取し、そのPCB濃度を分析する必要があります。

なお、銘板に記載された情報から、高濃度のPCBを含有しないことが明らかなコンデンサーについては、絶縁油のPCB濃度分析を行うことなく、低濃度PCB廃棄物とみなして処分することができます。



(2) 安定器

昭和32年1月～昭和47年8月に国内で製造された照明器具(蛍光灯、水銀灯、ナトリウム灯等)の安定器には、高濃度のPCBが使用されたものがあります。また、一部のメーカーにおいて昭和47年9月以降に製造した安定器の中には、微量のPCBで汚染されたものがあります。

高濃度のPCBが使用された安定器かどうかは、安定器に貼付された銘板に記載されている情報（メーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等）からメーカーに問い合わせるなどにより判別しますが、照明器具本体に貼付されたラベルに記載の情報(製造時期(昭和48年以降に製造)やPCBを使用していないことを特定できる表示(「低力率型」、「Hf」マーク、省電力形のもの等))から、高濃度のPCBが使用されていないことを判断できる場合があります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器には、PCBが使用されたものではありません。

●PCB廃棄物の保管

PCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当するため、処分するために事業場から搬出されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（P12参照）に従って保管する必要があります。

また、PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置く必要があります（P44参照）。

●行政処分等

保管事業者が処分期限までに自らPCB廃棄物の処分を行わず、または処分を委託しない場合、都道府県知事または政令市長は、保管事業者に対し、期限を定めて、その保管するPCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずるよう改善命令を発出することができます。[PCB特別措置法第12条]

また、高濃度PCB廃棄物について、保管事業者が改善命令に違反した場合や保管事業者が不明の場合など、一定の場合には、都道府県知事または政令市長は、行政代執行により、その高濃度PCB廃棄物の処分等の措置を講ずることができることとされています。[PCB特別措置法第13条]

●PCB特別措置法の罰則

PCB特別措置法では、次の罰則規定が設けられています。[PCB特別措置法第33条～第36条]

違反内容	罰則
(1) 都道府県知事（政令市長）が高濃度PCB廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことについて行う改善命令に違反した者 (2) PCB廃棄物の譲り渡し、または譲り受けの制限に違反した者	3年以下の拘禁刑 もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科
(1) PCB廃棄物又は高濃度PCB使用製品に係る保管状況等に関する届出をせず、または虚偽の届出をした者 (2) 所要の手続きをせずに高濃度PCB廃棄物の保管の場所を変更した者 など	6か月以下の拘禁刑 または50万円以下の罰金
(1) 事業者の地位を承継した者が届出せず、または虚偽の届出をした者 (2) 報告徴収において報告をせず、または虚偽の報告をした者 (3) 立入検査又はPCB廃棄物の収去を拒み、妨げ、または忌避した者	30万円以下の罰金

※ 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関し、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、罰金刑が科されます。

PCBに関するこの詳細については、
八戸市ウェブサイト「PCB廃棄物の適正処理について」も御参照ください。
(<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/2/1/4234.html>)

18 水銀廃棄物処理対策

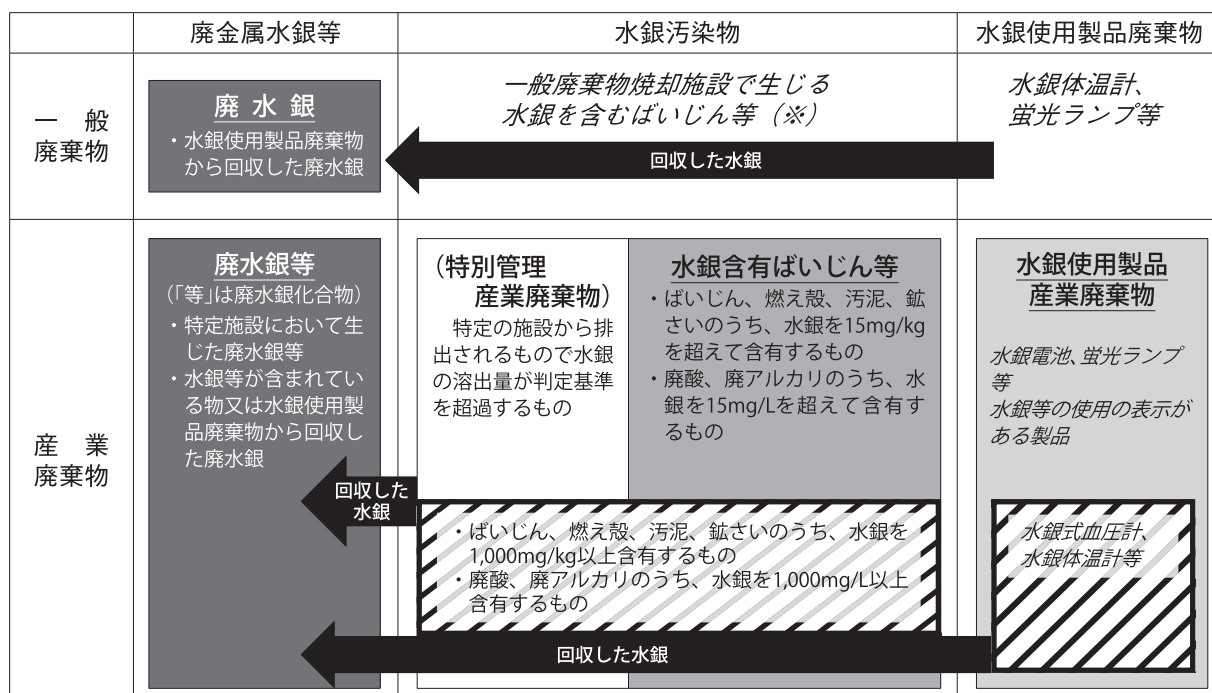
(1) 水銀に関する水俣条約 ～水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために～

石炭の利用などによる人為的な水銀の排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした「**水銀に関する水俣条約**」(水俣条約)が2013年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地球規模の水銀汚染の防止**を目指すもので、我が国は、2016年2月に条約を締結し、その後、2017年8月16日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し、水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

(2) 水銀廃棄物の分類



■ : 水銀回収義務付け対象

斜体: 例示

※ 1日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当
(出典: 環境省「水銀廃棄物ガイドライン第5版(令和8年3月)」)

(3) 廃水銀等

① 対象

ア 以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く。)

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設 ・水銀使用製品の製造の用に供する施設 ・灯台の回転装置が備え付けられた施設 ・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設 ・国又は地方公共団体の試験研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学及びその附属試験研究機関 ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・検疫所 ・動物検疫所 ・植物防疫所 ・家畜保健衛生所 ・検査業に属する施設 ・商品検査業に属する施設 ・臨床検査業に属する施設 ・犯罪鑑識施設 |
|--|--|---|

イ 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

② 処理に当たり必要となる措置

通常の特別管理産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項 目	必要な措置
保管・積替え	・飛散、流出又は揮発の防止のための措置（容器に入れて保存） ・高温にさらされないための措置 ・腐食防止措置
処 理 の 委 託	・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・委託契約書に「廃水銀等」と記載するとともに、廃棄物データシート等の廃棄物情報を提供すること。 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
収 集 運 搬	必ず運搬容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集又は運搬を行うこと。
中 間 処 理	廃水銀等を埋立処分する場合、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化及び改質硫黄による固型化を行うこと（硫化・固型化したものは「廃水銀等処理物」）。
最 終 処 分	硫化・固型化したもの（廃水銀等処理物）が埋立判定基準（溶出試験の結果、アルキル水銀化合物（不検出）、水銀又は水銀化合物（水銀0.005mg/L以下）を） 満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること 満たす場合 ⇒ 次の追加的措置をとった管理型最終処分場で処分 ・処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ・その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ・埋め立てる処理物が流入しないようにする措置 ・埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置

（４）水銀を含む特別管理産業廃棄物

① 対 象（令第6条の5第1項第2号チ、規第8条の10の3の2）

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、特別管理産業廃棄物として処理してください。**また、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。**

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉋さい、ばいじん、汚泥	特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	特定の施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

② 処理に当たり必要となる措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項 目	必要な措置
処 分 ・ 再 生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

(5) 水銀使用製品産業廃棄物

① 対 象 (規第7条の2の4)

次のア～ウの製品が産業廃棄物となったもの

ア 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省第2号) 第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、表A、Bに掲げる製品。

表A 水銀使用製品の表示の有無によらず対象となる製品

製 品		判 別 方 法	回収義務
水銀電池		品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
蛍 光 ラ ン プ (★)	直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
	電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
	無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会HP ^{※1} を参照。	
HIDランプ(★)、放電ランプ(★)		日本照明工業会HP ^{※1} を参照。	
農薬		包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計		目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(★) ^{※2} 、圧力伝送器(★) ^{※2} 、真空計(★)、水銀充満圧力式温度計(★)		目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカー HPで確認可能。	○
温度定点セル		説明書等の記載を参照。	
顔料		名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(★)		特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計		特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極		使用目的から水銀含有は自明。	
医 薬 品	チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
	マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
	塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤		毒物及び劇物取締法に基づき包装等に成分の表示あり。	
水銀圧入法測定装置		測定時に水銀を注入する必要があることから水銀含有は自明。	
ガス分析計		測定原理及び水銀トラップの定期交換があることから水銀含有は自明。	
容積形力計		水銀の封入が目視で可能。	○
滴下水銀電極		目視で金属水銀の封入が確認可能。測定原理から水銀含有は自明。	○
水銀等ガス発生器		用途から水銀含有は自明。	

※1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>

※2 ダイアフラム式のものに限る。

表B 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製 品	判 別 方 法	回収義務
スイッチ及びリレー(★) ^{※1}	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○
放電管(★) ^{※2}	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○
真空ポンプ	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

※1 目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、医療機器(腹膜透析装置)に組み込まれている傾斜感知用スイッチがあります。

※2 目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、アンプ、ラジオ、クローバ装置、大電流発生装置に組み込まれているものがあります。

イ 表A、Bに掲げる製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品

(当該表中の製品名の後に★印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)

★印の付いている製品が部品等として組み込まれている場合には、判別が難しいと考えられるため適用除外
(取り外されたものはアの水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。)

本区分の対象となる組込製品の例

対象となる組込製品の例	組込製品中に用いられる 表A又はBに掲げる水銀使用製品	取り外された水銀使用 製品からの水銀回収
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池	
ディーゼルエンジン、医療機器（ガス滅菌器）、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計	○
朱肉（ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。）	顔料	
ポーラログラフ装置	滴下水銀電極	○

ウ ア、イのほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品本体に水銀が使用されていることを表示する方法としては、以下のようなものがあります。

- 日本語による表記（水銀）
- 英語による表記（Mercury）
- 化学記号（Hg）
- J-Moss水銀含有マーク（右図が一例）



② 処理に当たり必要となる措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項 目	必要な措置
保 管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
収 集・ 運 搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処 分・ 再 生	・ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・ 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・ 安定型最終処分場への埋立は行わないこと。
処 理 の 委 託	・ 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・ 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

項 目	必要な記載事項等
委 託 契 約 書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃 棄 物 保 管 場所の掲示板	産業廃棄物の種類として「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
帳 簿	「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明記すること。

(6) 水銀含有ばいじん等

① 対 象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。**また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。**

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 [*] を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 [*] を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 [*] を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 [*] を1,000mg/L以上含有するもの

※ 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

② 処理に当たり必要となる措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、次の措置が必要です。

項 目	必要な措置
処 分 ・ 再 生	・ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・ 水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
処 理 の 委 託	・ 「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・ 水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。

項 目	必要な記載事項等
委 託 契 約 書	委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
マ ニ フ ェ ス ト	産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃 棄 物 保 管 場 所 の 掲 示 板	産業廃棄物の種類として「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳 簿	「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

19 有害使用済機器の保管等に係る届出制度

(1) 有害使用済機器とは（令第16条の2）

有害使用済機器とは、使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものとされており、具体的には、家電リサイクル法に定める4品目と、小型家電リサイクル法に定める28品目の合計32品目となります。（下表参照）

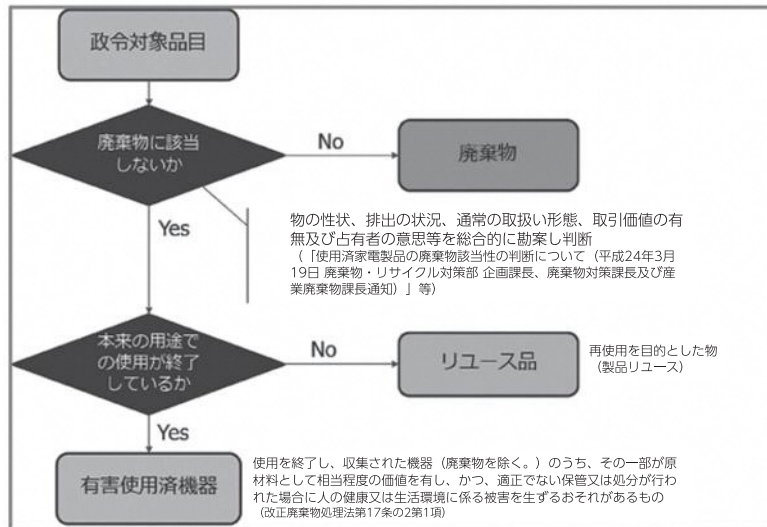
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（2に掲げるものを除く。）	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（4に掲げるものを除く。）
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1に掲げるものを除く。）	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（3に掲げるものを除く。）	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの	15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	26	パーソナルコンピュータ
	イ プラズマ式のものと液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）				
	ロ ブラウン管式のもの				
5	電動ミシン	16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	17	電気マッサージ器	28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	29	電子書籍端末
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	30	電子時計及び電気時計
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	20	蛍光灯器具その他の電気照明器具	31	電子楽器及び電気楽器
10	フィルムカメラ	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具		

※有害使用済機器は、電池式かコンセント式かを問わず、電気で稼働するものは全て含まれます。

また、電池式の場合、現に電池が組み込まれているかどうかで判断するのではなく、電池により稼働する構造のものであれば、全て有害使用済機器に含まれます。

(2) 有害使用済機器の判別（法第17条の2）

有害使用済機器の判別に係るフローは下図のとおりであり、政令で定める32品目のうち、廃棄物に該当しないものであって、本来の用途での使用が終了しているものが対象となります。



(3) 有害使用済機器等保管等業者による届出(法第17条の2、規第16条の4)

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器等保管等業者」という。）は、事前に、八戸市に届出する必要があります。

① 届出対象となる業者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者であって、適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く者（法第17条の2）

「適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者」は、次のとおりです。（規第13条の2）

- ・有害使用済機器が廃棄物になったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法又は使用済小型電気機器等の再資源化の促進に関する法律による許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする者
- ・市町村、都道府県、国である場合
- ・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が100㎡を超えないものを設置する場合
- ・有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

② 届出先

八戸市環境保全課

③ 届出事項

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業の範囲
- ・事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ・保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ・有害使用済機器の保管の高さのうち、最高のもの
- ・処分又は再生を行う場合にあつては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

④ 添付書類

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・事業場の平面図及び付近の見取図
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする書類

- かにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- ・届出をしようとする者が事業場及び事業の用に供する施設を使用する権原を有することを証する書類
- ・有害使用済機器の処分又は再生を業として行う場合には、当該処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類
- ・届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し
- ・届出をしようとする者が法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ・届出をしようとする者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であるときは、その法定代理人の住民票の写し
- ※届け出た内容を変更しようとするときは、変更の日の10日前までに届出を行う必要があります。(法第17条の2、規第13条の4)
- ※有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出を行う必要があります。(令第16条の4、規第13条の11)

(4) 有害使用済機器の保管又は処分に関する基準(令第16条の3第1号、第2号、第3号)

ア 保管の基準 (令第16条の3第2号)

有害使用済機器保管事業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を保管しなければなりません。

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- 保管に関し必要な事項を表示した掲示板が、外部から見やすいところに設けられていること。(右図参照)
- ・有害使用済機器の保管の場所である旨の表示(処分又は再生を行う場合は、保管の場所である旨に加えて処分又は再生の場所である旨を表示すること。)
- ・保管する有害使用済機器の品目(代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること。)
- 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管高の上限
- 保管場所から汚水が飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - ・保管する有害使用済機器の荷重が囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
 - ・容器を用いずに屋外で保管する場合は、高さの制限(P80保管の基準高さイメージ(1)～(3)を参照)を超えないようにすること。
 - ・保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するために保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- ・保管を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管場所から生じた有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 保管場所において騒音又は振動が発生する場合は、当該騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 保管場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
 - ・有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 - ・一つの保管場所の面積を200㎡以下とすること。
 - ・隣接する保管場所の間隔は、2m以上とすること。(保管場所の間に仕切りが設けられている場合を除く。)
 - ・その他必要な措置
- 保管場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
保管高の上限		

※掲示板の大きさは、縦 60cm×横 60cm 以上

イ 処分等の基準 (令第16条の3第2号、第3号)

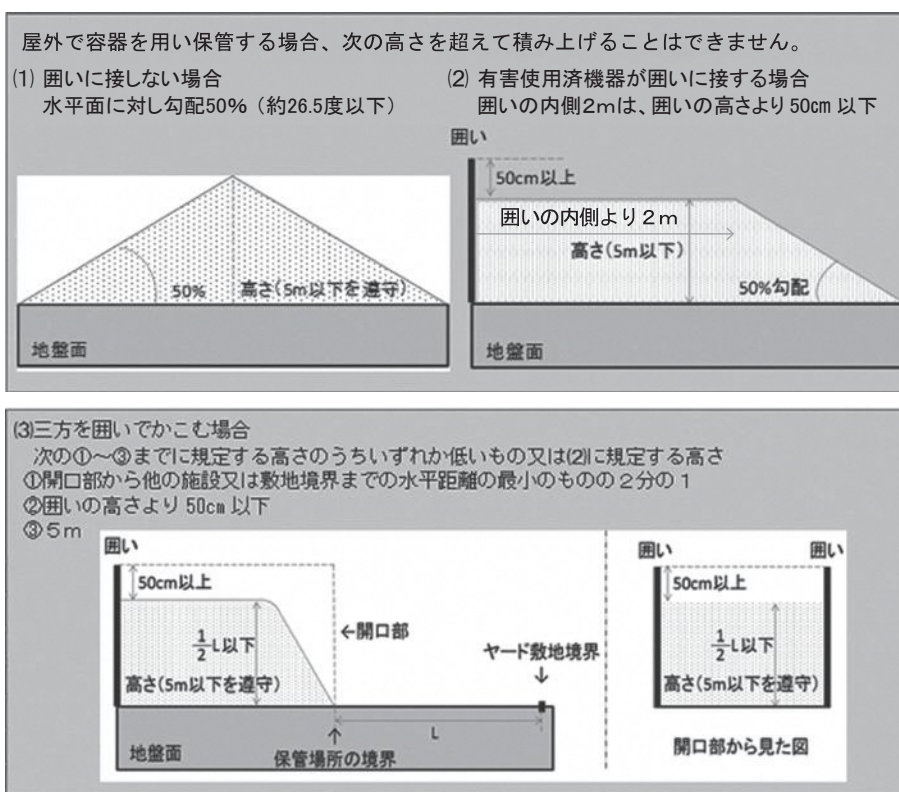
有害使用済機器保管事業者は、次の基準に従い、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように有害使用済機器を処分又は再生を行わなければなりません。

- 有害使用済機器の処分又は再生は、次によること。
 - ・処分又は再生の場所から汚水が飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - 処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共用水域及び地下水の汚染を防止するために、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

- 処分又は再生を行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出及び地下浸透並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ・ 処分又は再生に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ・ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。
 - 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
 - その他必要な措置
 - ・ 家電リサイクルの対象4品目の再生又は処分を行う場合は、以上の措置に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成30年3月12日環境省告示第10号）により行うこと。
- 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならない。

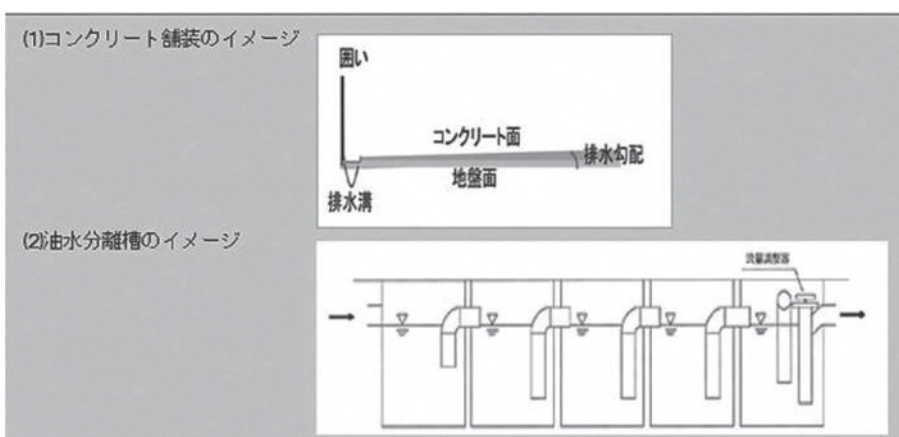
保管の基準（高さのイメージ）

（規第13条の6）



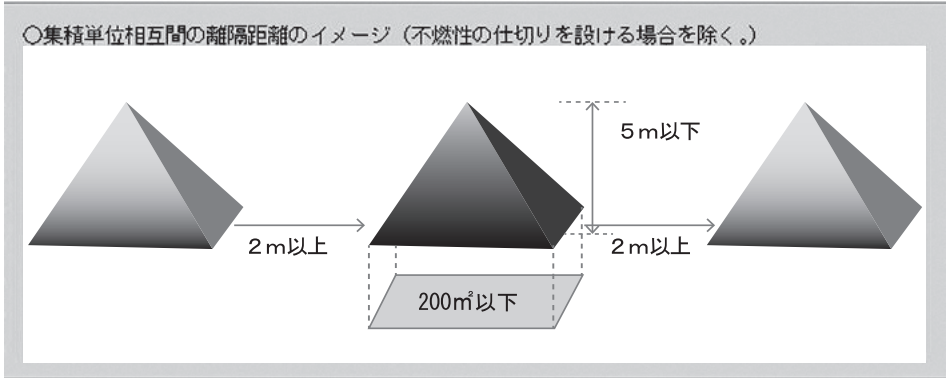
保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

（令第16条の3第1号(3)）



保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

（規第13条の8第3号、第4号）



（5）帳簿記載事項(規13条の12条)

有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について次表の左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項を記載しなければなりません。

また、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分について記載を終了しなければなりません。

さらに、帳簿は1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間は、事業場ごとに保存しておく必要があります。

保管	1 受入年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 3 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目
処分又は再生	1 処分又は再生年月日 2 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 3 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目

お問合せ先

八 戸 市

八戸市市民環境部環境保全課

〒031-8686 八戸市内丸1-1-1（別館6階）
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

青 森 県

青森県環境エネルギー一部資源循環推進課

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
TEL 代表 017-722-1111 FAX 017-734-8081
内線 6474・6475・6476

青 森 市

青森市環境部廃棄物・リサイクル課

〒030-0801 青森市新町1-3-7 青森市役所駅前庁舎3F
TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166

環境管理事務所／名称・所在地・TEL・FAX・管轄区域

八戸環境管理事務所 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 県八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111(代) FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市、三戸郡、 上北郡(七戸町、六戸町、東北町、 おいらせ町)
青森環境管理事務所 〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター2F TEL 017-763-5292 FAX 017-763-5782	東津軽郡、 上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)
弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 県弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市、西津軽郡、 中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
むつ環境管理事務所 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 県むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853	むつ市、下北郡



電子manifestの加入申込み、
紙manifestのお求めと
各種講習会の申込みは

一般社団法人 青森県産業資源循環協会

〒030-0802 青森市本町5-5-21 青森県農業共済会館2F
TEL 017-721-3911 FAX 017-721-3838